

## 女性技術者を配置する場合の工事成績考査における加点評価

誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事において、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者が配置された場合、又は女性技能者が就労した場合で、第5条に掲げる要件に該当する場合は、工事成績考査において、以下のとおり加点評価を行うものとする。

### <監督員・主任監督員>

考査項目	細別	加点内容
2. 施工状況	I. 施工管理	<p><u>工事現場への女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室の設置を含む現場環境改善費(イメージアップ経費)を計上</u>することから、これらが実施された場合は、<u>以下の項目について、適合項目として評価</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいた。</li> </ul>
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><u>工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合は、事例番号34(その他)の項目に、以下のとおり記載し、それぞれ加点(※)するものとする。</u>ただし、創意工夫による加点の範囲は他の評価項目を含めて5点以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 34. その他(理由:女性活躍促進モデル工事－女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室の設置)</li> </ul> <p>※加点の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性技術者が配置され、かつ女性技能者が就労した場合 2点</li> <li>・女性技術者が配置されるか、又は女性技能者が就労した場合 1点</li> </ul>

### <総括監督員>

考査項目	細別	加点内容
6. 社会性等	I. 地域への貢献	<p><u>工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合は、(その他)の項目に、以下のとおり記載し、それぞれ加点(※)するものとする。</u>ただし、地域への貢献による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ その他(理由:女性活躍促進モデル工事－女性の就労機会の拡大)</li> </ul> <p>※加点の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性技術者が配置され、かつ女性技能者が就労した場合 4点</li> <li>・女性技術者が配置されるか、又は女性技能者が就労した場合 2点</li> </ul>